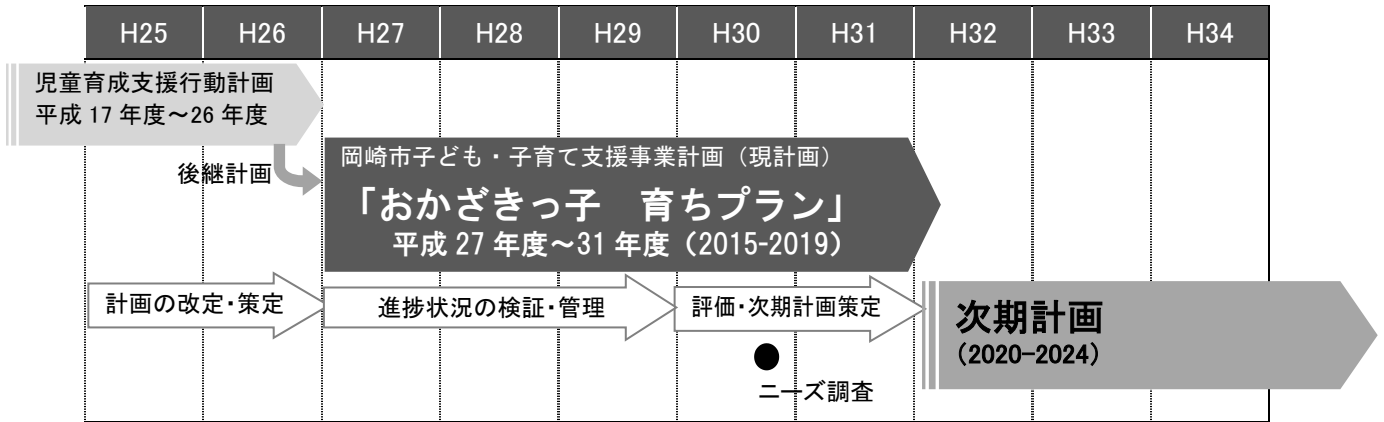


子ども・子育て支援事業計画の概要

○市町村子ども・子育て支援事業計画は、5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画



○市町村子ども・子育て支援事業計画には、**基本的記載事項**として、幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援について、市町村が定める**区域ごとに**、5年間の計画期間における「**量の見込み**」「**確保の内容**」「**実施時期**」を記載。

⇒ **おかざきっ子 育ちプラン 第4章（P31-P59）**

○あわせて、**任意的記載事項**として、都道府県が行う専門的な知識・技能を要する社会的養護等に係る支援との連携やワーク・ライフ・バランスに係る施策との連携等についても記載

⇒ **おかざきっ子 育ちプラン 第5章（P60-P97）**

○市町村子ども・子育て支援事業計画のポイント - 「量の見込み」、「確保の内容」、「実施時期」

<量の見込み>

・幼児期の学校教育・保育・地域子ども・子育て支援事業について、「**現在の利用状況＋利用希望**」を踏まえて記載（参酌標準）。

→住民の利用希望の把握が前提。（子ども・子育て支援法第61条第4項）

⇒ **ニーズ調査の実施**

<確保の内容・実施時期>

・幼児期の学校教育・保育について、施設（認定こども園、幼稚園、保育所）、地域型保育事業による確保の状況を記載。

・量の見込みとの差がある場合には、施設・地域型保育事業の整備が必要。

（例）平成27年度に地域型保育事業（50人分）を整備、平成28年度に施設（100人分）を整備

・地域子ども・子育て支援事業についても同様に、確保の状況を記載。また量の見込みとの差がある場合には、事業の整備が必要。

<必要記載事項>

●区域設定

●幼児期の学校教育・保育

<量の見込み>

- 教育のみ<1号>
- 保育の必要性あり（3-5歳）<2号>
- 保育の必要性あり（0-2歳）<3号>

<確保の内容・実施時期>

- 施設（認定こども園、幼稚園）で確保
- 施設（認定こども園、保育所）で確保
- 施設（認定こども園、保育所）、地域型保育事業で確保

不足がある場合は整備

●地域子ども・子育て支援事業

利用者支援、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、乳児家庭全戸訪問事業、ファミリーサポートセンター事業、延長保育事業、病児保育事業、放課後児童健全育成事業等

量の見込み

確保の内容、実施時期

不足がある場合は整備

（○年度に○人分）

※上記のほか、人口減少地域などでは、上記以外の事業による確保も可能。
例「保育の必要性あり（3-5歳）<2号>」→地域型保育事業で確保

<任意記載事項>

- 認定こども園の普及、幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の推進方策に係る事項
- 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保
- 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携
- 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携